

群馬用水施設改築  
群馬用水管理所高圧気中開閉器取替作業

仕様書

令和 7 年 1 月

独立行政法人水資源機構  
利根川上流総合管理所

## 第1章 総 則

### 第1節 適 用

1. この仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が施行する群馬用水施設改築群馬用水管理所高圧気中開閉器取替作業(以下「本工事」という。)に適用する。

### 第2節 用語の定義

#### 担当職員

本工事の一般監督業務を行う者をいう。

### 第3節 工事場所

群馬県前橋市古市町386番地 利根川上流総合管理所群馬用水管理所

### 第4節 工事の内容

本工事は、群馬用水管理所に設置されている高圧気中開閉器の取替えを行うものである。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 高圧気中開閉器 製作、据付 | 1式 |
| (2) 配線工事          | 1式 |
| (3) 既設設備 撤去       | 1式 |

### 第5節 工期

工期は、施工に必要な実日数以外の準備期間等を見込み、契約締結の翌日から令和8年3月24日までとする。

### 第6節 作業手順書

受注者は、施工に先立ち作業手順書を1部作成し、担当職員に提出するものとする。

なお、作業手順書には、工程表、作業要領、主要資材、安全管理等を記載するものとする。

### 第7節 工事現場発生品

1. 本工事の施工により発生した現場発生品については、現場発生品確認簿を担当職員に提出し確認を受けた後に搬出するものとする。

＜現場発生品確認簿の例＞

現場発生品確認簿								
年月日 :								
工事名 : 群馬用水施設改築群馬用水管理所高圧気中開閉器取替作業								
標記工事について、下記の現場発生品について確認されたく提出します。								
現場発生品名	規格	単位	数量	確認欄				備考
				確認年月日	確認方法	確認数量	確認印	

2. 受注者は、排出事業者として搬出した現場発生品を「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」の主旨に従い、適宜リサイクル処理を施すとともにリサイクルできないものは、産業廃棄物として適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに担当職員に提示するものとする。

3. 産業廃棄物として処理する場合の搬出先は、次のとおりとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

発生品名称	普通の産業廃棄物種類	特別管理産業廃棄物種類	単位	積算上の条件明示			
				受入れ場所	その他の受入条件	片道距離	受入費用（税抜き）
高圧気中開閉器等	金属くず	—	kg	群馬県前橋市 鳥取町地内	特になし	9.0km以下	8,000円/t
ケーブル、 塩ビ管等	混合 廃棄物	—	kg	群馬県前橋市 鳥取町地内	特になし	9.0km以下	54,000円/t

4. 群馬県以外で産業廃棄物の処理を行う場合は、各自治体の条例等に従って行うものとする。

## 第8節 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

再生資源利用〔促進〕計画書は、作業手順書に添付するとともに、電子データを担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで担当職員に提出するものとする。

## 第9節 工事中の安全管理

### 9-1 工事中における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

### 9-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- ① 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
- ② 転落・墜落による人身事故防止
- ③ 架空線、埋設管等の損傷事故防止

## 第10節 環境保全

受注者は、本工事の実施に当たり、周辺地域の環境保全に十分配慮し、騒音、振動を発生させないよう努めるものとする。

## 第11節 安全管理

受注者は、安全施設等の設置について、担当職員と協議し、作業手順書に含めて提出するものとする。

なお、安全施設等の設置に関して担当職員が変更又は追加の指示をした場合は、速やかに対応しなければならない。

## 第12節 交通安全管理

### 12-1 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明板の記載内容及び設置箇所については担当職員が確認するものとする。

## 12-2 交通誘導警備員

工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。

ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、担当職員と協議するものとする。

配置場所	配置人員	期 間	現場条件	備 考
前橋市道南部環状線（群馬用水管理所前）	2人	施工期間中	昼間勤務 (8:00～17:00)	

## 第 13 節 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、担当職員と協議するものとする。

## 第 14 節 官公庁等への手続等

本工事における関係官公庁及びその他の関係機関への手続き等は、次のとおりとし、その届出等の書類の詳細については、別途担当職員の指示によるものとする。

- (1) 道路使用許可（警察署）については、受注者にて申請を行うこと。
- (2) 作業日が決まり次第、機構が開閉器操作の申込みを電力会社へ行うものとする。

## 第 15 節 立会による確認

受注者は、次表の施工について、担当職員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に担当職員へ書面により提出しなければならない。

種別	細別	立会する工事内容	備考
品質管理	材料・寸法管理	材料の品質、規格、寸法	現場搬入時
据付管理	据付状態確認	外観、据付状態	
	一般事項	据付終了後の後片付	現場作業終了時

## 第 16 節 提出図書

### 16-1 提出内容

受注者は、次の図書を提出するものとする。

- (1) 作業手順書 1 部
- (2) 報告書 紙媒体及び電子媒体 (CD-R または DVD-R) 各 1 部
- (3) 打合せ簿 1 部
- (4) その他 担当職員が指示した物

## 16-2 電子媒体

1. 電子媒体する電子データのファイル形式は次表を標準とするが、次表のソフト以外を使用したい場合、工事途中における協議で交換する図面については、担当職員と協議するものとする。

項目	ファイル形式	備考
ワープロソフト	docx 形式	Word2016 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
表計算ソフト	xlsx 形式	Excel2016 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること
製図ソフト（図面）	dwg 形式	AutoCAD LT2016 にて閲覧および編集に支障のないようデータを作成すること。
工事写真	jpeg 形式	1枚当たりのファイル容量は通常は約 2MB 以下とする。

2. 受注者は、電子媒体の報告書の内容として、次のものを提出する。

- (1) 本仕様書
- (2) 施工図
- (3) 機器仕様書および試験成績書等
- (4) 取扱説明書
- (5) 施工写真
- (6) 打合せ簿

## 第 17 節 参考資料等の取扱い

入札通知書交付時に提示する参考図は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。

## 第 18 節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

## 第2章 機器の仕様

### 第1節 高圧気中開閉器

高圧気中開閉器は、次の事項を除き「高圧受変電設備標準仕様書（水機電仕第2号、水資源機構）平成29年4月制定」によるものとする。

なお、標準仕様書は水資源機構HPより入手するものとする。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/denki/denki.html>

### 第2節 機器の仕様

#### 2-1 適用法令及び規格

- (1) JIS C 4607(引外し形高圧交流負荷開閉器)準拠
- (2) 全関東電気工事協会推奨認定品

#### 2-2 高圧気中開閉器仕様

- (1) 形式：過電流ロック形、柱上用、方向性、モールドコーン口出線
- (2) 定格電圧：7.2kV
- (3) 定格耐電圧：60kV
- (4) 定格周波数：50Hz
- (5) 定格電流：300A
- (6) 定格短時間耐電流：12.5kA程度
- (7) 適用系統短絡容量：160MVA以下
- (8) 過電流ロック電流値：600A±180A程度
- (9) 材質：鋼鉄
- (10) 避雷器(LA)：8.4kV 2500A程度
- (11) 制御電源用変圧器(VT)：6600V/105V 25VA
- (12) その他：制御ケーブル、操作ロープ、装柱金具含む
- (13) SOG制御装置 1) 定格電圧：AC100V  
2) 定格周波数：50Hz  
3) 動作電流整定値：4タップ程度  
4) 動作時間整定値：4タップ程度  
5) 警報接点：地絡、過電流、自己診断  
6) 設置場所：屋外

## 第3章 設備工

### 第1節 据付

1. 機器の据付位置及び配線等は、参考図を参照して受注者が作成する施工図によるものとする。
2. 高圧気中開閉器の取替は、高所作業車で実施するものとする。これにより難い場合は担当職員と協議の上施工するものとし、この場合は設計変更の対象とする。
3. 新設するSOG制御装置は引込柱に取り付けるものとし、SOG制御装置～受電盤の制御ケーブルは既設中継端子箱のケーブルを使用するものとする。
4. 高圧気中開閉器～SOG制御装置の制御ケーブル等は、既設配管を利用して配線するものとし、不要な線があれば担当職員に確認するものとする。
5. 停電作業については以下のとおりとする。ただし、大雨等により管理業務に支障がある場合には、担当職員の指示により作業日を延期するものとする。
  - (1) 停電は、平日9時から17時の間で、作業に必要な時間とする。
  - (2) 停電中の施設への電力供給は機構が行うものとする。
6. 接地線は、既設を使用するものとする。
7. 既設流用が不可能な材料は担当職員と協議の上、新規材料を手配するものとする。この場合は設計変更の対象とする。

### 第2節 調整

据付完了後、機器の単体調整及び総合調整を行うものとする。

### 第3節 撤去

1. 既設設備の撤去品は、次のとおりとする。
  - (1) 高圧気中開閉器(SOG制御装置を含む) 1台
  - (2) その他配線・配管材料 1式
2. 撤去品は、第1章第7節の工事現場発生品として適切に処理しなければならない。